

第 1787 回（6 月 8 日）

フランスの新規参入対策と
就農政策評価

須 田 文 明

我が国同様、フランスにおいても、新しい農業基本法において、就農政策にプライオリティーが与えられているが、それは青年の高い失業率だけのためではない。旧基本法の下で進められてきた構造政策が人口上の隘路に達着したことが、就農政策のテコ入れの要因となっている。離農促進措置などを通じて、今日、経営主の年齢階層は平準化し、今後放出される経営数の減少が予想されている。

さて、これまでは、離農の大幅な増加に伴う、既存の経営の規模拡大により農業所得は向上し続けてきたが、放出される経営の減少により、就農と規模拡大との競合が先鋭化することが予想されている。相変わらず高い失

業率を背景に、フランス政府は、構造政策による規模拡大よりも、就農政策を重視する姿勢を明確にしているのである。

ところで、今日、フランスにおいても、農業の多様な担い手として、他の職業経験を経た後での就農、非農家出身者による新規参入への助成措置が講じられている。こうした措置は、全国レベルで一律に決められる措置と、地方自治体レベルで決められる措置がある。全国レベルで決められる措置には、相続人のいない経営者に対して、親族関係にない経営取得者に経営が移譲される場合、委譲助成金が支給されるようなものがある。

また、地方自治体レベルで決められる措置では、リレー方式による農場の仲介として、後継者のいない農場を広域行政連合体が買い取り、整備した後に、青年に売却する場合、当該組織に助成金が支払われる。